定　　款

第１章　　総　　則

（商　　号）

第 １ 条　当銀行は、株式会社大東銀行と称する。英文では、THE　DAITO　BANK, LTD. と表示する。

（目　　的）

第 ２ 条　当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

１．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引

２．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

３．国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務

４．信託業務

５．前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務

６．その他前各号の業務に付帯または関連する事項

（本店の所在地）

第 ３ 条　当銀行は、本店を郡山市に置く。

（機　　関）

第 ４ 条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第 ５ 条　当銀行の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福島市において発行する福島民報および福島民友に掲載する。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　当銀行の発行可能株式総数は1,800万株とする。

（自己の株式の取得）

第 ７ 条　当銀行は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ８ 条　当銀行の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 10 条　当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。

（株式取扱規程）

第 11 条　当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第 12 条　当銀行は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

③　当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

（基　準　日）

第 13 条　当銀行は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第３章　　株　主　総　会

（株主総会の招集）

第 14 条　当銀行の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第 15 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 16条　当行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 17 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 18 条　株主は、当銀行の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

（議事録）

第 19 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、当銀行に保存する。

第４章　　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（員　　数）

第 20 条　当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、**７名以内**とする。

②当銀行の監査等委員である取締役は、**５名以内**とする。

（選　　任）

第 21 条　当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上の株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第 22 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条　当銀行は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を選定する。ただし、業務の都合により取締役会長、取締役副社長、専務取締役はこれを定めないことができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

②　取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 26 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。

②　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 28 条　当銀行は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規程）

第 30 条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（報 酬 等）

第 31 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 32 条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第 33 条　当銀行の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（期末配当）

第 34 条　当銀行は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載、または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第 35 条　当銀行は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載、または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 36 条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満５年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第115期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条の定めるところによる。

（電子提供措置等の効力発生日）

定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

②　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③　本附則は、施行日から６か月経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 26 年 10 月 18 日制定
昭和 28 年 4 月 30 日改正
昭和 29 年 4 月 30 日改正
昭和 29 年 10 月 30 日改正
昭和 30 年 4 月 30 日改正
昭和 32 年 10 月 30 日改正
昭和 35 年 4 月 30 日改正
昭和 36 年 4 月 28 日改正
昭和 37 年 10 月 30 日改正
昭和 38 年 10 月 30 日改正
昭和 39 年 4 月 30 日改正
昭和 39 年 10 月 27 日改正
昭和 41 年 10 月 31 日改正
昭和 43 年 10 月 31 日改正
昭和 44 年 10 月 31 日改正

昭和 48 年 10 月 31 日改正
昭和 49 年 10 月 31 日改正
昭和 50 年 5 月 10 日改正
昭和 54 年 12 月 22 日改正
昭和 56 年 6 月 26 日改正
昭和 57 年 6 月 22 日改正
昭和 58 年 6 月 29 日改正
昭和 63 年 12 月 21 日改正
平成 3 年 6 月 27 日改正
平成 4 年 6 月 26 日改正
平成 5 年 6 月 29 日改正
平成 6 年 6 月 29 日改正
平成 10 年 6 月 26 日改正
平成 11 年 6 月 29 日改正
平成 14 年 6 月 25 日改正
平成 15 年 6 月 26 日改正
平成 16 年 6 月 25 日改正
平成 18 年 6 月 23 日改正
平成 19 年 6 月 22 日改正
平成 20 年 6 月 20 日改正
平成 21 年 6 月 19 日改正
平成 29 年 6 月 23 日改正
令和 2 年 6 月 26 日改正
令和 4 年 6 月 24 日改正